

公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条 - 第7条)</p> <p>第3章 作成(第8条・第9条)</p> <p>第4章 整理(第10条・第11条)</p> <p>第5章 保存(第12条・第13条)</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿(第14条・第15条)</p> <p>第7章 移管, 廃棄又は保存期間の延長(第16条 - 第18条)</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等(第19条 - 第21条)</p> <p>第9章 研修(第22条)</p> <p><u>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理(第23条)</u></p> <p><u>第11章 補則(第24条・第25条)</u></p> <p><u>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理</u> <u>(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)</u></p> <p><u>第23条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 管理体制(第3条 - 第7条)</p> <p>第3章 作成(第8条・第9条)</p> <p>第4章 整理(第10条・第11条)</p> <p>第5章 保存(第12条・第13条)</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿(第14条・第15条)</p> <p>第7章 移管, 廃棄又は保存期間の延長(第16条 - 第18条)</p> <p>第8章 点検・監査及び管理状況の報告等(第19条 - 第21条)</p> <p>第9章 研修(第22条)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第10章 補則(第23条・第24条)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

基づき定められた公正取引委員会特定秘密保護規程(平成26年公正取引委員会訓令第10号)に基づき管理するものとする。

2 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)の管理

— 秘密文書は、次の種類に区分し、指定する。

極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書

秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

— 秘密文書の指定は、極秘文書については総括文書管理者が、秘文書については文書管理者が期間(極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。において同じ。)を定めてそれぞれ行うものとし(以下これらの指定をする者を「指定者」という。)、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

— 指定者は、秘密文書の指定期間(この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。)が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。

— 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなつたと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

- 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、委員長に報告するものとする。
- 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

(他の法令との関係)

第24条 (略)

(細則)

第25条 (略)

第10章 補則

(他の法令との関係)

第23条 (略)

(細則)

第24条 (略)